



所得税・復興特別所得税、個人市・府民税の申告受付が始まります

ご来場の際はマスクを着用し、筆記用具、計算器具を必ずご持参ください。

◆所得税・復興特別所得税◆

会場入り口で検温を実施します。咳や発熱の症状等のある方は入場をお断りしています。

【城東税務署の申告会場】

と き／2月16日(火)～3月15日(月)(土・日・祝日を除く) 9:15開始

ところ／城東税務署(中央2-14-29)

受付／8:30～16:00 「入場整理券」が必要となります(当日会場で配布またはオンラインによる事前発行、なくなり次第終了)

※3密防止の観点から申告会場に待合所は設置していません。

※申告される方お一人でのご来場をお願いします。

【税理士による無料相談会場・近畿税理士会城東支部主催】

と き	ところ
2月1日(月)、5日(金)、8日(月)、9日(火) 9:45～15:00 (12:00～13:00は休憩時間)	区民センター 4階会議室 (中央3-5-45)

受付／整理券を発行し、なくなり次第終了
※住宅ローン控除、譲渡所得、贈与税、相続税の申告相談は行っていません。

問合せ／城東税務署 ☎6932-1271(代表)
8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

◆個人市・府民税◆

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り送付(郵送もしくは信書便)または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

と き／2月16日(火)～3月15日(月)(土・日・祝日を除く)

※送付または行政オンラインシステムによる申告は期間前から受け付けます。



受付／

①送付による受付

本市から郵送する申告書に記載または市ホームページにて申告書を作成・印刷のうえ、添付書類とともに京橋市税事務所あて送付してください。

②大阪市行政オンラインシステムによる受付

令和2年中に収入がない方で、課税(所得)証明書や福祉・教育・公営住宅などの制度のために申告する場合は、大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を選択・入力して申告してください。
※扶養控除や医療費控除などの各種控除の申告や令和2年中に収入があった方はご利用いただけません。

③市税事務所窓口・区役所臨時申告会場での受付(土・日・祝日を除く)

混雑防止のため事前にご自宅で申告書の記載をお願いします。

○市税事務所窓口

京橋市税事務所(都島区片町2-2-48 JEI 京橋ビル4階)
受付時間／月～木:9:00～17:30、金:9:00～19:00

○区役所臨時申告会場(中央3-5-45)

城東区役所1階101・102会議室
受付時間／月～金:9:00～11:30、13:00～16:00
※所得税等の確定申告書の作成補助は行っていません。

※昨年と受付時間が異なりますのでご注意ください。

問合せ／京橋市税事務所(個人市民税担当)

☎4801-2953 ☎4801-2871

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における令和元年度分の申請勧奨通知の発送について

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和元年8月1日～令和2年7月31日)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

3月上旬に申請勧奨通知を発送しますので、書類が届いた方は、必要事項を記入・捺印のうえ、同封の封筒にて返送してください。

問合せ／大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎4790-2031 ☎4790-2030

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、3月1日(月)です。

問合せ／固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、

京橋市税事務所 固定資産税担当
☎4801-2957(土地)、4801-2958(家屋)
☎4801-2873

固定資産税(償却資産)については、

船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)担当
☎4705-2941 ☎4705-2905

口座振替・自動払込については、

船場法人市税事務所 収納管理担当
☎4705-2931 ☎4705-2905

ご存知ですか?確定申告できる介護保険の費用

所得税の確定申告で、次の費用は所得控除の対象となります。

◆医療費控除について

施設サービスを利用されている場合

- ①介護療養型医療施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護老人福祉施設 ※③は2分の1相当額
- ④介護医療院

の介護費・居住費・食費等の自己負担額

居宅サービスを利用されている場合

- ①医療系サービス(訪問看護、訪問・通所リハビリテーションなど)の自己負担額
 - ②福祉系サービス(生活援助中心型を除く訪問介護、通所介護など)の自己負担額。ただし、医療系サービスと併せて利用した場合に限ります。
- ※上記以外でも、介護福祉士等によるかくたん吸引・経管栄養のサービス利用料は、自己負担額の10分の1が対象となります。

おむつ代

医療費控除の明細書または領収書とともに医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。

※要介護認定を受けている方で、おむつ代の控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる確認書を交付できる場合があります。

◆社会保険料控除について

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ／保健福祉センター保健福祉課(介護保険)

☎6930-9859 ☎6932-1295

ストーブ火災にご用心を!

【ストーブ火災を防ぐポイント】

- 燃えやすいものは近くに置かない
- ストーブの上に洗濯物を干さない
- ストーブの近くにスプレー缶を置かない
- 外出や寝る前は必ず電源を切る(プラグを抜く)
- 「石油ストーブ」は火をつけたまま給油したり持ち運んだりするのは厳禁です!燃料は決められたものを使用して、給油後は蓋をしっかりと閉めましょう。「ガスストーブ」もスイッチをオフにするだけでなく元栓まで閉めることを徹底しましょう。



問合せ／城東消防署

☎6931-0119 ☎6931-0072

「障がい者控除対象者認定書」をご存知ですか?

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより、税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

申込み・問合せ／保健福祉センター保健福祉課(福祉)

区役所1階18A番窓口

☎6930-9857 ☎6932-1295

令和2年度 中学生の「税についての作文」城東区長賞受賞者を紹介します

全国納税貯蓄組合連合会および国税庁が主催する、中学生の「税についての作文」において、全国の中学校から応募された作文の中から次の方が「城東区長賞」を受賞されました。おめでとうございます。

城陽中学校 坂本 惟愛さん



問合せ／城東税務署(管理運営部門)
☎6932-1271(代表)

区民ギャラリー出展グループ募集

申込要
無料

区役所・地下鉄ギャラリーの利用者を募集します。
対象／区内在住・在勤のアマチュア創作グループ
※詳しくは「城東区民ギャラリー運営要綱」をご覧ください。



作品／絵画、書、写真、手芸など

1 区役所ギャラリー

- ①3月26日(金)～4月8日(木)
- ②4月9日(金)～22日(木)
- ③4月23日(金)～5月6日(木)
- ④5月7日(金)～20日(木)
- ⑤5月21日(金)～6月3日(木)
- ⑥6月4日(金)～17日(木)

2 地下鉄ギャラリー

- ①3月26日(金)～4月30日(金)
- ②4月30日(金)～5月28日(金)
- ③5月28日(金)～6月25日(金)

※日程は変更される場合があります。

申込み／2月8日(月) 10:00より

区民センター2階事務室にて受付

※申込多数の場合は抽選

問合せ／(一財)大阪市コミュニティ協会 城東区支部協議会

(上記日程枠の受付終了まで、区民センターに臨時出張受付窓口を設置)

☎4255-6066 ☎4255-6088

